

愛光リハビリテーションデイサービス

通所介護（名古屋市緑区・豊明市・大府市）

予防専門型通所サービス（名古屋市緑区）

介護予防通所サービス（豊明市）

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、介護保険法、厚生労働省令等に基づき、通所介護・予防専門型通所サービス・介護予防通所サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

事業者の概要

事業者名称 : 株式会社 I. K corporation
代表者氏名 : 代表取締役 住田 国大
本社所在地 : 愛知県名古屋市緑区桶狭間神明 1 2 1 8 番地
電話 052-621-1117
法人設立年月日 : 平成 2 2 年 9 月 9 日

事業所の概要

事業所名称 : 愛光リハビリテーションデイサービス
指定番号 : 2 3 7 1 4 0 2 2 7 8
開設年月日 : 平成 2 3 年 8 月 1 日
事業所所在地 : 愛知県名古屋市緑区桶狭間神明 1 2 1 8 番地
電話 052-621-1117 FAX 052-621-1116
施設長 : 岡田 和也
管理者 : 山本 春香
法令遵守責任者 : 住田 国大
事業内容 : ①通所介護
②介護予防通所介護
③予防専門型通所サービス
事業の実施地域 : ①通所介護 名古屋市緑区・豊明市・大府市
②介護予防通所介護 名古屋市緑区
③予防専門型通所サービス 豊明市
利用定員数 : 4 4 名 (施設基準: 通常規模)
営業日 : 月曜日から土曜日
祝日・夏季 (8 月 13 日～16 日) 冬季 (12 月 30 日～1 月 4 日)
は休業日となります。
営業時間 : 午前 8 時 15 分から午後 6 時 00 分
サービス提供時間 : 午前 9 時 25 分～午後 4 時 35 分 (7 時間 10 分)

事業の目的及び運営方針

事業目的 : 適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の人員が利用者に対し、適正な通所介護・予防専門型通所サービス・介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

運営方針 : 事業所の生活相談員等は高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力を生かし、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。また当事業所では利用者の状態を考慮し理学療法士が個人にあったプログラムにて個別機能訓練を実施いたします。

職員体制

管理者	： 1 名（常勤兼務：生活相談員と兼務）
生活相談員	： 3 名（常勤兼務 1 名：管理者と兼務 非常勤兼務 2 名：介護職員と兼務）
看護職員	： 3 名（常勤兼務 2 名：機能訓練指導員と兼務 非常勤専従 1 名）
機能訓練指導員	： 6 名（常勤専従 1 名 常勤兼務 2 名：看護職員と兼務 非常勤専従 4 名）
介護職員	： 16 名（常勤専従 1 名 非常勤専従 13 名 非常勤兼務 2 名：生活相談員と兼務）

サービスの内容 通所介護・予防専門型通所サービス・介護予防通所サービス

- ① 送迎サービスの提供
- ② 健康状態のチェック
- ③ 入浴サービスの提供（一般浴・機械浴）
- ④ 食事サービスの提供（昼食・おやつ）
- ⑤ 個別機能訓練及び運動器機能向上訓練の提供
- ⑥ レクリエーションの提供（社会性の維持・在宅生活継続の為、脳トレプリント・
集団体操・ゲーム等を提供いたします。）
- ⑦ その他必要な介護サービス

利用料金

利用者負担金は、原則として介護保険の給付対象となる項目については介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合（1割～3割）を乗じた額とします。なお、この金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中に変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

通所介護(名古屋市緑区・豊明市・大府市) 1単位:10.68円				
算定項目	7-8 単位数	一割負担金額	二割負担金額	三割負担金額
要介護1	658	¥703	¥1,406	¥2,109
要介護2	777	¥830	¥1,660	¥2,490
要介護3	900	¥962	¥1,923	¥2,884
要介護4	1,023	¥1,093	¥2,186	¥3,278
要介護5	1,148	¥1,226	¥2,453	¥3,679
入浴加算Ⅰ	40	¥43	¥85	¥161
個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	56	¥60	¥120	¥180
中重度者ケア体制加算	45	¥48	¥96	¥145
生活機能向上連携加算	100	¥107	¥214	¥321
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	¥19	¥38	¥58
送迎減算(片道)	-47	¥-51	¥-101	¥-151
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	総単位数×6.4%①	①×10.68円×0.1	①×10.68円×0.2	①×10.68円×0.3

予防専門型通所サービス(名古屋市緑区) 1単位:10.68円				
	単位数	一割負担金額	二割負担金額	三割負担金額
事業対象者・要支援1	1,798	¥1,921	¥3,841	¥5,761
事業対象者・要支援2	3,621	¥3,868	¥7,735	¥11,602
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	¥214	¥428	¥641
サービス提供体制強化加算Ⅱ(Ⅰ)	事業対象者・要支援1:72	¥77	¥154	¥231
サービス提供体制強化加算Ⅱ(Ⅱ)	事業対象者・要支援2:144	¥154	¥308	¥462
送迎減算(片道) ※	-47	¥-51	¥-101	¥-151
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	総単位数×6.4%①	①×10.68円×0.1	①×10.68円×0.2	①×10.68円×0.3

※ 要支援1の場合上限 376 単位 要支援2の場合上限 752 単位とする

介護予防通所サービス(豊明市) 1単位:10.27円

	単位数	一割負担金額	二割負担金額	三割負担金額
事業対象者・要支援1	1,798	¥1,847	¥3,694	¥5,540
事業対象者・要支援2	3,621	¥3,719	¥7,438	¥11,157
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	¥206	¥411	¥617
サービス提供体制強化加算Ⅱ(Ⅰ)	事業対象者・要支援1:72	¥74	¥148	¥222
サービス提供体制強化加算Ⅱ(Ⅱ)	事業対象者・要支援2:144	¥148	¥296	¥444
送迎減算(片道) ※	-47	-49	-97	-145
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	総単位数×6.4%①	①×10.27円×0.1	①×10.27円×0.2	①×10.27円×0.3

※ 要支援1の場合上限 376 単位 要支援2の場合上限 752 単位とする

◆その他利用者が負担すべき費用は実費を徴収させていただきます◆

昼食代(おやつ代込) 500円/1回	傷処置材料費 100円(1部位)
オムツ・リハビリパンツ 150円(使用時)	尿とりパット 100円(使用時)
連絡ノート 350円	血糖測定 200円(必要時)

緊急時等における対応

サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講じます。

個人情報の使用及び保護

- ・事業者及びサービス従事者または従業員は、通所介護サービスおよび・予防専門型通所サービス・介護予防通所サービスを提供する上で知りえた利用者またはその家族などに関する事項を正当な理由なく第三者に漏えいしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- ・事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関などに利用者に関する心身などの情報を提供できるものとします。
- ・利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者または家族等の個人情報をを用いることができるものとします。

事業所で策定する事項

（１）高齢者虐待防止の推進

事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的（年１回以上）に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。

事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施します。

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

（２）身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

（３）業務継続計画の策定等

感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に実施できる体制の構築へ、非常時の体制で早期の業務再開を図るなどの業務継続に向けた計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

業務継続計画の策定、おおむね１年に１回以上計画の見直しをします。

従業者への業務継続計画の周知をします。

研修、訓練の実施、記録を作成します。

（４）衛生管理等

感染症防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成し、及び対策を検討する委員会を設立します。

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

相談・苦情等の窓口

苦情・相談受付日	月曜日から土曜日
苦情・相談受付時間	８：１５～１８：００
苦情・相談連絡先	電話番号 ０５２-６２１-１１１７ FAX 番号 ０５２-６２１-１１１６
苦情・相談担当者	施設長 岡田 和也 管理者 山本 春香
※担当者が不在の場合は他の職員が対応いたします。	

◆その他の相談・苦情等の窓口◆

- ・愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室
名古屋市東区泉一丁目６番５号 電話：０５２-９７１-４１６５
- ・名古屋市役所健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課
名古屋市中区三の丸三丁目１番１号 電話：０５２-９７２-２５９１
- ・緑区北部いきいき支援センター
緑区鹿山二丁目１－５ ＮＴＴ鳴子ビル内 電話：０５２-８９９-２００２
- ・緑区北部いきいき支援センター分室
緑区徳重五丁目６２５ 電話：０５２-８７７-９００１
- ・緑区南部いきいき支援センター
緑区左京山３０３８ 電話：０５２-６２４-８３４３
- ・豊明市役所 高齢者福祉課
豊明市新田町子持松１番地１ 電話：０５６２-９２-１２６１
- ・大府市役所 福祉課
大府市中央町五丁目７０番地 電話：０５６２-４５-６２２８